

○ 実績目標（小） 1－1：税務行政の適正な執行

実績目標の内容及び
目標設定の考え方

申告納税制度の下において、税務行政を円滑に推進するためには、国民各層・納税者の方々の理解と信頼を得ることが基本となります。

適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図るため、経済社会の高度化、複雑化に対応し、関係法令を適正に適用するとともに、事務を迅速に処理するほか、守秘義務を遵守するなどにより、税務行政を適正に執行します。

上記の「実績目標（小）」を達成するための「施策」

- 実1-1-1：関係法令の適正な適用と迅速な処理
- 実1-1-2：税務行政の透明性の確保及び個人情報の適切な取扱い等
- 実1-1-3：守秘義務の遵守
- 実1-1-4：職員研修の充実

関連する内閣の基本方針等

○ 「公文書管理の適正の確保のための取組について」（平成30年7月20日行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議決定）

施策

実1-1-1：関係法令の適正な適用と迅速な処理

取組内容

1. 更正の請求の適正かつ迅速な処理

税額を過大に申告した場合等における納税者の救済手段である更正の請求（用語集参照）の処理に当たっては、事実関係を確認の上、関係法令を適正に適用し、迅速に処理します。

また、更正の請求に必要な書類について、引き続き周知等を図ります。

2. 所得税還付金の適正かつ迅速な処理

所得税還付金の支払に当たっては、国税総合管理（K S K）システム（用語集参照）等を活用した還付申告書のチェックのほか、職員による厳正な審査を実施した上で、的確な進捗管理を行い、迅速に処理します。

また、還付申告書への添付書類や還付金支払先の記載に当たっての留意点について、引き続き周知を図ります。

3. 酒類の製造及び販売業免許の適正かつ迅速な処理

酒税の的確な確保を図るため、酒類の製造及び販売業には免許制度が設けられており、酒類の製造及び販売業を行うためには、免許を受ける必要があります。

免許の申請等については、親切かつ丁寧に対応するとともに、その処理に当たっては、透明性や公平性にも配慮しつつ、酒税法及び法令解釈通達に定める要件・手続に則して適正かつ迅速に処理します。

また、酒類業者の的確な実態把握を行い、長期休業場等については免許の取消処分を行うなど、厳正かつ適切な免許管理を行います。

定量的な測定指標

[主要] 実1-1-1-A-1：「更正の請求」の3か月以内の 処理件数割合 （単位：％）	事務年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度目標値
	目標値	95	95	95	95	95
	実績値	97.4	97.4	96.7	N.A.	

（出所）長官官房企画課、課税部消費税室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課調

（注1）「更正の請求」がなされた場合、税務署長は提出された納税申告書に記載された課税標準又は税額等の計算が法律の規定に従っているか調査し、更正することとされています。

（注2）令和5事務年度の実績値は、令和5事務年度実績評価書に掲載予定です。

(目標値の設定の根拠) 更正の請求に係る処理が迅速に行われているかを測定するため、その3か月以内の処理件数割合を指標として設定しています。目標値は、適正な事務処理水準を維持する観点及び過去の実績値を踏まえ、令和5事務年度計画の目標値を引き続き設定しました。							
○参考指標1「『更正の請求』の処理件数」							
[主要] 実1-1-1-A-2：所得税還付金の6週間以内の処理件数割合 (単位：%)	事務年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度目標値	
	目標値	95	95	95	95	95	
	実績値	98.4	96.7	95.3	N.A.		
(出所) 長官官房企画課、課税部個人課税課、徴収部管理運営課調 (注1) 令和5事務年度の実績値は、令和5事務年度実績評価書に掲載予定です。 (注2) 令和6事務年度におけるサンプル調査の概要は、P.77に記載しています。 (目標値の設定の根拠) 所得税の還付金処理が迅速に行われているかを測定するため、その6週間以内の処理件数割合を指標として設定しています。目標値は、適正な事務処理水準を維持する観点及び過去の実績値を踏まえ、令和5事務年度計画の目標値を引き続き設定しました。							
○参考指標2「所得税還付申告書提出件数」							
[主要] 実1-1-1-A-3：酒類の製造及び販売業免許の標準処理期間内の処理件数割合 (単位：%)	形態	会計年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度目標値
	製造免許	目標値	100	100	100	100	100
		実績値	100	100	100	N.A.	
	販売業免許	目標値	100	100	100	100	100
		実績値	100	100	100	N.A.	
(出所) 課税部酒税課調 (注1) 標準処理期間は、免許の種類及び申請等の内容により異なりますが、税務署長限りで処理するものについては、原則として、申請書類が提出された日の翌日から起算して2か月以内です。 (注2) 実績値は、申請者の都合によって標準処理期間内に処理を行わなかったものを除いて算出しています。 (注3) 令和5年度の実績値は、令和5事務年度実績評価書に掲載予定です。 (目標値の設定の根拠) 酒類の製造免許の申請が増加傾向にあるなど免許事務が増大する中、適正な免許処理を行う観点から、酒類の製造及び販売業免許に係る処理が迅速に行われているかを測定するため、標準処理期間内の処理割合を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、100%に設定しました。							
○参考指標3「酒類の製造及び販売業免許場数の推移」							
○参考指標4「酒類の製造及び販売業免許の処理件数等」							

施策	実1-1-2：税務行政の透明性の確保及び個人情報の適切な取扱い等
取組内容	1. 情報公開法に基づく開示請求等への適切な対応 国民各層・納税者の方々に開かれた透明性のある税務行政の実現に向け、「国税庁行政文書管理規則」等に基づき行政文書を適切に管理し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）に基づき、開示請求等に対して適切に対応します。 2. 個人情報保護法及び番号法に基づく（特定）個人情報の適切な管理及び開示請求等への適切な対応 個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）や行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）等の趣旨を踏まえ、個人の権利利益を保護するため、個人情報を適切に取り扱います。

	特に、マイナンバーを含む個人情報については、一層厳格な取扱いが求められていることから、全職員を対象とした研修及び管理状況の点検等を通じ、職員にその重要性を周知徹底することで意識の向上を図るとともに、厳正に管理します。 また、個人情報保護法に基づく開示請求等に対しても、適切に対応します。
定性的な測定指標	
	[主要] 実1-1-2-B-1：情報公開法に基づく開示請求等への適切な対応 (令和6事務年度目標) 情報公開法に基づく開示請求等に対して適切に対応します。 (目標の設定の根拠) 情報公開法に基づく開示請求等に適切に対応することが、税務行政の透明性を確保するために重要であることから、目標として設定しています。 ○参考指標1「情報公開法に基づく開示請求件数等」
	[主要] 実1-1-2-B-2：個人情報保護法及び番号法に基づく（特定）個人情報の適切な管理及び開示請求等への適切な対応 (令和6事務年度目標) 個人情報保護法及び番号法に基づき（特定）個人情報を適切に管理します。 (目標の設定の根拠) 個人情報保護法及び番号法に基づき、（特定）個人情報を適切に管理すること及び個人情報保護法に基づき開示請求等に適切に対応することが、同法の目的とする個人の権利利益の保護のために重要であることから、目標として設定しています。 ○参考指標2「個人情報保護法に基づく開示請求件数等」 ○〔再掲：実（大）1：内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収（参考指標8）〕 参考指標3「非行の予防講話等の実施回数（署職員1人当たり）」

施策	実1-1-3：守秘義務の遵守
取組内容	国税庁は、個人の所得情報など、機密性の高い様々な情報を保有しています。これらの情報は厳格に管理する必要があるため、情報が漏れるようなことがあれば、税務行政に対する信頼を損ない納税者の協力は期待できなくなり、円滑な調査・徴収等に支障が生じかねません。 このため、税務行政の執行に当たっては、職務上知り得た納税者の秘密を漏らすことのないよう、会議や研修等を通じて職員への周知徹底を図ることによって、守秘義務を確実に遵守します。
定性的な測定指標	
	[主要] 実1-1-3-B-1：守秘義務遵守の周知徹底 (令和6事務年度目標) 税務行政の執行に当たり、職務上知り得た納税者の秘密を漏らすことのないよう、会議や研修等を通じて職員への周知徹底を図ります。 (目標の設定の根拠) 申告納税制度の下、税務行政を円滑に執行するためには納税者の理解と信頼が不可欠であり、守秘義務の遵守がその基本となります。会議や研修等を通じて職員への周知徹底及び意識の醸成を図ることが、守秘義務の遵守のために重要であることから、目標として設定しています。

	○〔再掲：実（大） 1：内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収（参考指標 8）〕 参考指標 1「非行の予防講話等の実施回数（署職員 1 人当たり）」
--	---

施策	実 1-1-4：職員研修の充実
取組内容	経済取引のグローバル化・デジタル化の進展等、税務行政を取り巻く環境の変化に的確かつ柔軟に対応し、国民各層・納税者の方々の信頼と期待に応えるためには、職員の職務遂行能力の向上を図り組織として高いパフォーマンスを効率的に発揮するとともに、絶えず進化し続ける組織を目指していく必要があります。 このため、職務遂行に必要な専門的知識や技能を習得させ、職員の能力・資質の一層の向上を図るほか、職場の研修ニーズに加えて、アンケート調査により把握した受講者の意見等も踏まえながら、研修方法や研修内容の見直しを行い、職員研修の充実を図ります。 また、税務行政は国民各層・納税者の方々の信頼の上に成り立っていることを踏まえ、組織理念の浸透・実践の取組に加え、全ての職員を対象とする綱紀保持の研修など、あらゆる機会をとらえて税務行政に対する信頼確保やモラルの維持・向上に努めます。

定性的な測定指標	
	〔主要〕 実1-1-4-B-1：アンケート調査による受講者の意見の把握等
	（令和 6 事務年度目標） 職員研修の充実を図るため、職場の研修ニーズに加えて、アンケート調査により受講者の意見等を把握し、研修内容等の見直しを行います。
	（目標の設定の根拠） 職場の研修ニーズや受講者に対するアンケート調査により意見・要望等を把握し、必要に応じて研修内容等に反映させるなど、的確な見直しを行っていくことが職員研修の充実を図るために重要であることから、目標として設定しています。
	○参考指標 1「税務大学校における研修の実施状況」 ○参考指標 2「グローバル化・デジタル化関連研修の実施状況」

今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	参考指標は、施策ごとに関係する測定指標と併せて記載しています。

実績目標に係る予算額	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度当初	行政事業レビューに係る予算事業 ID
税務大学校に必要な経費	1, 839, 961千円	1, 714, 867千円	1, 715, 752千円	1, 712, 889千円	

（注）「実績目標に係る予算額」の表中には、実績目標(小) 1－1に係る予算額を記載しています。

担当部局名	長官官房（総務課、情報公開・個人情報保護室、公文書監理室、税理士監理室、広報広聴室、人事課、会計課、企画課、デジタル化・業務改革室、データ活用推進室、法人番号管理室、参事官付、国際業務課、相互協議室、厚生管理官、監察官、税務相談官）、課税部（課税総括課、消費税室、軽減税率・インボイス制度対応室、審理室、	実績評価実施予定時期	令和 7 年10月
--------------	--	-------------------	-----------

	個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒 税課、資産評価企画官、鑑定企画官）、徴 収部（管理運営課、徴収課）、調査査察部 （調査課、査察課）、税務大学校、国税不 服審判所		
--	--	--	--